

2015年（平成27年）12月11日

放送人権委員会決定 第57号
「出家詐欺報道に対する申立て」
— 勸告 —

放送倫理・番組向上機構 [BPO]

放送と人権等権利に関する委員会（放送人権委員会）

「出家詐欺報道に対する申立て」に関する委員会決定 — 勸告 —

申立人 大阪府在住A

被申立人 日本放送協会（NHK）

苦情の対象となった番組

『クローズアップ現代 追跡“出家詐欺”～狙われる宗教法人～』

放送日時 2014年5月14日（水）午後7時30分～7時56分

【決定の概要】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ページ

【本決定の構成】

I 事案の内容と経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ページ

1. 本件放送内容と申立てに至る経緯

2. 論点

II 委員会の判断・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6ページ

1. はじめに

2. 人権侵害に関する判断

(1) 本件映像の内容

(2) 申立人を特定できるものか

(3) 人権侵害の認識時期をめぐって

(4) 人権侵害に関する結論

3. 放送倫理上の検討

(1) なぜ、放送倫理を問うのか

(2) 申立人の本件映像に対する認識

(3) 申立人は「出家詐欺のブローカー」を演じたのか

(4) インタビューの内容

(5) 欠けていた裏付け取材

(6) ナレーションの問題性

(7) 放送倫理上の問題に関する結論

III 結論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18ページ

IV 放送概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20ページ

V 申立人の主張と被申立人の答弁・・・・・・・・・・・・・・・・ 25ページ

VI 申立ての経緯および審理経過・・・・・・・・・・・・・・・・ 28ページ

【決定の概要】

NHKは、2014年5月14日（水）に放送した報道番組『クローズアップ現代 追跡“出家詐欺”～狙われる宗教法人～』で、多重債務者を出家させて戸籍の下の名前を変えて別人に仕立て上げ、金融機関から多額のローンをだまし取る「出家詐欺」の実態を伝えた（以下、「本件放送」という）。

この放送に対し、番組内で出家を斡旋する「ブローカー」と紹介されたA氏（申立人）が「申立人はブローカーではなく、ブローカーをした経験もなく、自分がブローカーであると言ったこともない。申立人をよく知る人物からは映像中のブローカーが申立人であると簡単に特定できてしまうものであった」として、番組による人権侵害、名誉・信用の毀損を訴える申立書を委員会に提出した。

これに対し、NHKは、映像・音声の加工による匿名化が万全に行われており、申立人であることは本人をよく知る人も含めて視聴者には分からないと反論した。

委員会は申立てを受けて審理し、決定に至った。決定の概要は以下のとおりである。

本件放送には申立人が4か所登場する（以下、「本件映像」という）。本件映像では申立人の顔はまったく見えない。申立人はNHKの記者が持参したセーターに着替え、腕時計や指輪もはずして、撮影に臨んだ。申立人は体型としぐさの特徴などによって本人を特定できると主張するが、本件映像を詳細に検討しても、申立人と特定できるものではない。申立人と特定できない以上、本件映像は人権侵害には当たらない。

しかし、番組が放送された場合、視聴者が申立人と特定できなくても、申立人自身は自らが放送されていることを当然認識できる。それが実際の申立人とは異なる虚構だったとすれば、そこには放送倫理上求められる「事実の正確性」に係る問題が生まれる。

NHKの記者は、かねてからの取材協力者であり、本件映像に多重債務者として登場するB氏の話から申立人が「出家詐欺のブローカー」と信じていたと思われる。しかし、「出家詐欺」をテーマとする番組に、それを斡旋する「ブローカー」として申立人を登場させる以上、最低限、本人への裏付け取材を行うべきだったし、たとえ、本人への直接取材ができなくとも裏付け取材の方法はいくつも考えられる。本件映像はそうした必要な裏付け取材を欠いていた。

また、本件映像には申立人の「ブローカー活動」の実際に関して、記者によるナレーションなどが伴っている。それらは「たどりついたのはオフィスビルの一室。看板の出ていない部屋が活動拠点でした」など、明確な虚偽を含むもので、全体として実際の申立人と異なる虚構を伝えるものだった。

NHKは必要な裏付け取材を欠いたまま、本件映像で申立人を「出家詐欺のブローカー」として断定的に放送した。また、明確な虚偽を含むナレーションを通じて、全体として実際の申立人と異なる虚構を視聴者に伝えた。匿名化のうで「出家詐欺のブローカー」として映像化されることに申立人の一定の了解があったとはいえ、「報道は、事実を客観的かつ正確、公平に伝え、真実に迫るために最善の努力を傾けなければならない」（「放送倫理基本綱領」日本民間放送連盟・日本放送協会制定）との規定に照らして、本件映像には放送倫理上重大な問題がある。委員会は、NHKに対して、本決定を真摯に受けとめ、その趣旨を放送するとともに、今後こうした放送倫理上の問題がふたたび生じないよう、『クローズアップ現代』をはじめとする報道番組の取材・制作において放送倫理の順守をさらに徹底することを勧告する。

I 事案の内容と経緯

1. 本件放送内容と申立てに至る経緯

NHKは2014年4月25日、報道番組『かんさい熱視線』で特集「追跡“出家詐欺”～狙われる宗教法人～」を関西ローカルで放送した。同年5月14日には、報道番組『クローズアップ現代』で、『かんさい熱視線』をベースにしたほぼ同じ内容の「追跡“出家詐欺”～狙われる宗教法人～」を全国放送した。番組は、多重債務者を出家させて戸籍の下の名前を変えて別人に仕立て上げ、金融機関から多額の住宅ローンをだまし取る「出家詐欺」の実態と背景に迫ったもので、出家を斡旋する「ブローカー」と出家により名前を変えることを考えていた「多重債務者」が相談するシーンや、その2人のインタビューなどが放送された。インタビューは匿名で、映像は肩から下のみ、または顔にボカシが施され、音声も加工されていた。

その後2015年3月18日になって、番組内で「ブローカー」として紹介されたA氏が「多重債務者」との相談シーンは「やらせ」だったと告発したと一部週刊誌が報じた。A氏は4月1日、代理人同席のもとNHK大阪放送局でNHK側と面会し、「ブローカー」として放送されたことに対し、訂正放送を求める「申入書」を手渡した。

4月3日、NHKは「『クローズアップ現代』報道に関する調査委員会」を設置して、同月9日に中間報告を公表。しかしNHKは、A氏が指定した「申入書」への回答期限(15日)までに回答するのは難しいとA氏側に連絡したため、A氏は4月21日、両番組による人権侵害、名誉・信用の毀損を訴える申立書を委員会に提出した。

申立書は、「申立人はブローカーではなく、ブローカーをした経験もなく、自分がブローカーであると言ったこともない」としたうえで、「申立人には、手の形や手の動き、喋り方に特徴があり、申立人をよく知る人物からは映像中のブローカーが申立人であると簡単に特定できてしまうものであった」とし、その結果、2014年末から2015年初めにかけてNHKホームページで番組の動画を閲覧した父親や甥などの親戚、友人、職場の関係者らからいくつも問い合わせがあり、「特に父親や友人などからは、『お前、ブローカーなんてやっているのか!』といった強い叱責が為された」と述べている。

申立人はさらに、問題とする放送部分は、「再現映像若しくは資料映像との認識で撮影に応じたもの。申立人は上記問題部分がそもそも放送されるのか、放送されるとして、いつ、どの番組で、どのように放送されるのか、といった点について全く説明を受けていない」として、「権利侵害も明確」と述べている。

NHKは4月28日、『クローズアップ現代』について「事実のねつ造につながるいわゆる『やらせ』は行っていないが、『過剰な演出』が行われた」との調査報告書を公

表。そのうえで、申立人に対し改めて「訂正放送する予定はない」と伝えた。

NHKは5月14日、本件申立てに対する「経緯と見解」書面と関連資料および番組同録DVDを委員会に提出。同書面の中で、「十分な裏付けのないまま、番組で申立人を『ブローカー』と断定的に伝えたことは適切ではなかった」としながらも、「申立人は『われわれブローカー』と称するなど、ブローカーとして本件番組の取材に応じており、取材班も申立人がブローカーであると信じていた。申立人は、インタビューの中で、仲介する寺や住職の見つけ方、勧誘の仕方、多重債務者を説得する際の言葉の使い方を詳しく語るなど、ブローカーと信じるに足る要素が多くあった」と指摘した。

NHKはまた、記者やディレクターが、取材の趣旨や放送予定も収録前に申立人に伝えていたとして、「申立人が、NHKの番組取材であることを認識していなかったという主張は、事実と反すると考える」と述べた。加えて、「収録した映像と音声は申立人のプライバシーに配慮して厳重に加工した上で放送に使用しており、視聴者が申立人を特定することは極めて難しく、本件番組は、申立人の人権を侵害するものではない」と主張した。特に「放送から半年以上が経過した時期に、偶然にも、親戚、友人、職場の関係者が相次いで、本件番組を探し当て、顔も音声も厳重に加工した映像を見て申立人だと気づき、次々に連絡してきたという説明には、極めて不自然な印象を受ける」としている。

委員会は5月19日に開催された第220回委員会で、委員会運営規則第5条（苦情の取り扱い基準）に照らし、本件申立てのうち、『クローズアップ現代』は動画が番組ホームページ上で2015年4月まで閲覧可能だったことから審理要件を満たしていると判断し、審理入りすることを決めた。一方、『かんさい熱視線』は放送後、ホームページに動画が掲載されなかったため、「原則として、放送のあった日から3か月以内に放送事業者に対し申し立てられ、かつ、1年以内に委員会に申し立てられたものとする」との要件を満たさないことから、審理対象に含めないと判断した。

放送の概要については後述の「IV 放送概要」、提出された書面やヒアリングを通じて明らかになった申立人の主張とそれに対する被申立人の答弁は「V 申立人の主張と被申立人の答弁」のとおりである。

申立てに至る経緯および審理経過は末尾「VI 申立ての経緯および審理経過」に記載のとおりである。

2. 論点

申立人が主張する本件放送による人権侵害の有無とそれに係る放送倫理上の問題を検討するために、委員会が取り上げる論点は以下のとおりである。

- (1) 「出家詐欺のブローカー」とされた映像は申立人と特定できるものか。

- (2) NHKが申立人を「出家詐欺のブローカー」として放送したことに相当性はあるか。
- (3) 申立人はどのような経緯と認識でNHKの取材に応じたのか。
- (4) 申立人に対するNHKの事前・事後の説明は十分だったか。

II 委員会の判断

1. はじめに

論点に関する申立人の主張の根幹は次の2点に集約できる。

- ① 自分（申立人）は「出家詐欺のブローカー」ではない。取材の前にも後にもNHKの記者に対して「自分はブローカーである」と言ったことはない。記者の指示で、その役を演じただけである。
- ② 本件放送に「出家詐欺のブローカー」として登場した自分の映像は、映像・音声に加工が施されていたが、体型・しぐさ・言葉の抑揚の特徴などから、自分をよく知る人には自分と特定できるものだった。

本件放送の中で、申立人が登場する映像は、次項に述べる4か所である。そこで、申立人は、画面のテロップ、ナレーションを伴って、現に「出家詐欺のブローカー」を行っている人物として視聴者に示された。しかし、NHKが主張するように映像・音声の加工による匿名化が万全であったとすれば、その人物が申立人であることは本人をよく知る人も含めて視聴者には分からない。その場合、本件映像は人権侵害に当たらない。

委員会は申立人の主張のうち、人権侵害の有無を判断するために、まず前記②の主張の可否を検討する。

2. 人権侵害に関する判断

(1) 本件映像の内容

[シーン①] オープニングVTR

番組冒頭のナレーションが流れた後、「詐欺グループの関係者」に続いて、申立人が登場する。画面右端に「ブローカー」という縦のテロップが入っている。椅子に座り、薄い灰色のセーター姿。カメラは右手前の多少上から申立人をとらえているが、映っているのは胸から下だけで、顔はまったく見えない。右手は膝の上、テーブルに置かれた左手にはボカシが入っている。映像と重なり、加工が施された申立人の「この寺しんどそうやなとかね」などという音声流れる（音声部分はテロップとして画面下部にも出る。この点は以下のシーンでも同様。音声の加工も以下のすべてのシーンで施されている）。この間、約6秒。

[シーン②] 申立人へのインタビュー前半

「私たちは出家を斡旋するブローカーのひとりが関西にいることを突き止めました」

などの記者によるナレーションが始まる。続いて、[シーン①] 同様、椅子に座っている申立人が登場する。「ブローカーは経営が行き詰まった寺などを多重債務者に仲介することで、多額の報酬を得ているといいます」という記者によるナレーションが流れる。カメラはほぼ右真横から座っている申立人を少し上からとらえている。[シーン①] と同じセーターを着ているが、カメラアングルのせいで、右腕部分の編みこみ模様がよく分かる。映像は [シーン①] に比べると、右肩から右腕の部分まで映っているが、やはり顔はまったく見えない。両手部分は少しボカシが入っている。申立人の映像が流れる時間は約10秒。この間は申立人自身の音声は流れない。

[シーン③] 申立人へのインタビュー後半

次に画面は荒廃した寺の映像に変わり、申立人の「檀家さんが少ないところがあるんですよ」などの言葉が流れる。本人の映像はここでは映らないが、画面右横に「**話**ブローカー」というテロップが入っている。この間、約10秒。続いて再び、椅子に座った申立人の映像に変わる。カメラの位置は [シーン①] と同じ。顔はまったく見えない。音声だけだった部分の発言を受けて、映像の中の申立人は「となれば、僧籍を取得させる代わりに見返りをもらおう」「ビジネスが成り立つ」などと語っている。机の上で少しボカシが入った左手が発言に応じて動く。この間、約10秒。

[シーン④] 「多重債務者」とされる人物（以下、「B氏」という）と申立人とのやりとり

画面は窓越しに隠し撮りふうに室内を撮影した映像に変わり、「ブローカーの元には多重債務者の訪問が後を絶たないといいます」という記者によるナレーションが流れる。部屋に入ってきた様子のB氏が、申立人の「ま、どうぞ」（この部分はテロップなし）という言葉で椅子に座る映像が続く。「私たちが取材したこの日も数百万円の借金を抱えた男性が現れました」という記者によるナレーション。窓にはスラット（羽根）が開いた状態の縦型のブラインドがある。B氏と申立人の顔は大きくマスクングが施されている。B氏と対面して椅子に座った申立人の姿は窓越しに上半身の一部が少し見えるだけである。画面下の左に「多重債務者」、右に「ブローカー」というテロップが表示されている。

「ちょっと金融の方が苦しくなりました」「こちらさんにさえ来れば、もう一度やり直せると伺って来たもので」というB氏の言葉を受けて、「何件くらい？」という申立人の発言が続く。画面下には「ブローカー」という説明を付けたこの発言のテロップが出る。さらに申立人は「まずは別人になるっていう方法があります」「こちらの方でピックアップしたお寺で得度しましたと申請すれば名前が変わります」などと語る。B氏の発言も含めて、このシーン全体で約1分。申立人の発言部分は約20秒。

(2) 申立人を特定できるものか

当日、申立人は記者が持参したセーターに着替え、腕時計や指輪もはずして、撮影に臨んだ。申立人と特定されない匿名化のための措置だった。この経緯は、申立人も認めている。「(1) 本件映像の内容」で確認したように、すべてのシーンにおいて申立人の顔はまったく見えない。

申立人の冒頭②の主張の根拠について、以下、(a) 体型としぐさの特徴、(b) 言葉の抑揚の特徴——の2点に分け、「反論書」の具体的な記載を検討する。

(a) について。「反論書」は、「申立人の体型や椅子への腰かけ方、足の開き方がわかり、話す際に右手で円を描く、右手を握って引き寄せる、両手で輪を作るようにして上下させるといった特徴的な手の動き」「腹部や腕の太さなどの体型や左手の形が鮮明に映り、話す際に左手を机の上に出して掌を相手に向ける（野球でキャッチャーがキャッチャーミットを構えるような形）仕草」と記している。

腹部や腕の太さは、この人物がいくぶん肥満体であることを推定できるだけで、特徴と言えるものではない。「椅子への腰かけ方、足の開き方」は、とりたてて特異なものではなく、人物を識別する特徴には到底なり得ない。話す際の手には、たしかに「反論書」が詳述しているしぐさがみられる。だが、いずれも特定の間人だけが見せる特徴的なものとするのは無理である。むしろ話の内容に即して話し手がしばしば見せる手のしぐさとしてありふれていると言うべきだろう。

(b) について。「反論書」は、申立人の発言部分を「→」「↑」「↓」「～」「…」などの符号を使って表記したうえで、「非常に独特で特徴的な喋り方」と主張している。しかし、音声だけを聞けば、抑揚に関西ふうの訛りが多少うかがえるものの、「非常に独特で特徴的な喋り方」といった指摘は当たらない。話し方については、語頭の「あの～」という延ばし気味の言葉の使い方や「合間の取り方」の特徴も挙げている。しかし、これらは会話の中でごくふつうにみられるものである。さらに、一部の音声について「声を変えているにもかかわらず、申立人の声に非常に近似しているように聞こえる」とも指摘している。しかし、「非常に近似しているように聞こえる」というあいまいな表現からも分かるように、この指摘は聞く側が「申立人かもしれない」との予断を持っている場合にあり得るかもしれない推定に過ぎない。

なお、申立人は、「これら（いくつかの「特徴」）が組み合わせることによってより特徴が際立つもの」と主張しているが、個別のシーンはいずれも短く、かつ上述したようにありふれたものであり、この主張は成り立たない。

(3) 人権侵害の認識時期をめぐって

『クローズアップ現代』で本件放送が全国に流れたのは、2014年5月14日である。同年4月25日には、ほぼ同じ内容のものが関西ローカルで『かんさい熱視線

追跡「出家詐欺」～狙われる宗教法人～」としても放送されている。いずれも午後7時半から30分弱の番組だった。いわゆるゴールデンタイムであり、多くの視聴者がいたことは容易に推定できる。とりわけ『クローズアップ現代』は、NHKを代表する報道番組として世間の注目度も高い。

申立人が本件映像による自身に対する人権侵害の可能性を認識したのは、本件放送後少なくとも半年以上たってからである。きっかけは東京在住の甥がたまたまインターネットでNHKのホームページに掲載されていた本件放送の一部を見たことだったとされる。「出家詐欺」などのキーワードを検索することなく、偶然行き当たり、そこに「出家詐欺のブローカー」として登場した人物が叔父（申立人）と分かったのだという。

本件放送の一部は当時、インターネットで視聴できた。しかし、「NHKオンライン」から『クローズアップ現代』のホームページに入り、番組スタート時から放送した3000本以上の番組がカレンダー形式で並ぶ中、当該放送日を選択することによって初めて視聴できる仕組みである。NHKが主張するように、申立人の甥による「偶然の発見」は不自然さを否認しない。

ヒアリングにおいて、申立人は、本件映像について「熟知までいかなくとも、4、5回私と会って話をしている人間であれば、『似てるな』とか『そうじゃないかな』というぐらい断定できる」と語った。申立人は大阪の代表的な繁華街・北新地で「いわゆるラウンジ、クラブで店長を務めていた」（「反論書」）。「熟知までいかなくとも、4、5回私と会って話をしている人間」は相当な人数になるに違いない。この点は申立人も否定しない。

しかし、ヒアリングで、これも申立人自身が語ったように、本件放送から半年以上の間、申立人に対して直接のリアクションは何もなかったのである。この事実は、本件映像が申立人を特定できるものではなかったことを示唆している。

（4）人権侵害に関する結論

以上の検討から、本件映像は申立人を特定できるものではなかったと委員会は判断する。したがって、本件映像は申立人に対する人権侵害に当たらない。

3. 放送倫理上の検討

（1）なぜ、放送倫理を問うのか

委員会は、「その放送により権利の侵害を受けた個人またはその直接の利害関係人」からの申立てについて、「名誉、信用、プライバシー・肖像等の権利侵害、およびこれらに係る放送倫理違反に関するものを原則」として取り扱う（「放送と人権等権利に関する委員会運営規則」第5条1）。

すでに述べたように、本件映像は匿名化の処置がなされており、人権侵害には当たらない。しかし、番組が放送された場合、たとえ視聴者が申立人と特定できなくても、申立人自身は自らが放送されていることを当然認識できる。それが実際の申立人とは異なる虚構だったとすれば、そこには放送倫理上求められる「事実の正確性」に係る問題が生まれる。その意味で、本件は、申立人が権利侵害を受けたと主張する放送内容について、それに係る放送倫理上の問題があったかどうかを検討すべき事案にあたる。そもそも本件映像が存在しなければ、本件申立てがなされることはなかったこともまた閑却すべきではない。

放送がある人物に関して何らかの情報を伝えるとき、そこにおける「事実の正確性」は匿名か実名かにかかわらず、放送倫理上求められる重要な規範の一つなのである。そうした観点から、申立人の主張に係って、以下、本件映像に放送倫理上の問題があったかどうかを検討する。

(2) 申立人の本件映像に対する認識

申立人は、当初、撮影に応じた本件映像が「そもそも放送されるのか、放送されるとして、いつ、どの番組で、どのように放送されるのか、といった点について全く説明を受けていない」(「申立書」)と主張していた。この主張は「反論書」では、放送されることを「認識、許容していた」と変わったものの、事実を伝える「ドキュメント」ではなく、あくまでも「再現若しくは資料映像」と認識し、そうしたかたちでの放送を許容していたのだという。

そもそも自分(申立人)は「出家詐欺のブローカー」ではないのだから、本件映像が「ドキュメント」であることはあり得ず、撮影に際して、NHKによる「ドキュメントとして放送する」との説明もなかったから、「再現若しくは資料映像」と考えたというのである。

「再現映像」は、出来事(事実)を映像として再現するものである。一方、「資料映像」は、出来事(事実)などを資料として映像化したものである。両者は事実との関係において性格が異なる。しかし、ヒアリングで申立人は、事件報道などの際に「テレビ画面に『資料映像』とか『再現映像』とテロップがある」などと説明しており、両者をともに「フィクション」というくくりで考えていることがうかがえた。

これに対して、NHKは、報道番組である『かんさい熱視線』で取り上げることや、番組の趣旨、放送日時について、事前に申立人に説明したという。また、もし「フィクション」としての撮影であれば、プロの役者などが演じ、匿名化そのものが不要なのだから、申立人の主張は不合理だと反論している。

本件映像の撮影に際して、記者は、番組名、趣旨、放送日時を申立人に説明したと考えるのが妥当だろう。通常取材に際して行われる、こうしたプロセスを省略する

特段の理由があったとは考えられない。

また撮影に際して十分な匿名化をはかるために、すでに述べたように、申立人は記者が持参したセーターに着替え、腕時計や指輪もはずしている。申立人は匿名化の必要性を理解していたのである。カメラなどの機材に「NHK大阪報道」のステッカーが貼ってあったことなども含めて、本件映像の撮影に対する申立人の主張は説得力を欠く。

(3) 申立人は「出家詐欺のブローカー」を演じたのか

当日、撮影場所に向かう前、申立人、記者、B氏の3人はホテルのカフェに立ち寄った。最大で30分程度。ここで番組に関する「打ち合わせ」を行った。この点については当事者間で争いはない。しかし、その内容については、両者の主張は対立している。

「反論書」における申立人の主張は、当初、記者からB氏がブローカー、申立人が多重債務者という役回りで、多重債務者が相談に来たという設定で演じてみてほしいと言われたが、最終的に申立人がブローカー、B氏が多重債務者という役割になり、2人で簡単なやり取りを演じたというものである。記者は最後に「じゃあ、それで行ってください」と言ったという。

一方、NHKは、申立人にブローカー役を演じるように依頼したことはないし、ましてや、その場で役割を入れ替えたりすることはあり得ないと主張している。「打ち合わせ」自体は15分から20分程度で、「以前に一度しか会ったことのない相手にいきなりブローカー役を演じさせるのに、この程度の時間で済むとは考えられません」（「答弁書」）と、時間的な短さを強調している。また、「役の入れ替え」についても、次のように不合理性を主張する。記者はすでに2013年10月、寺宝の密売や寺社の内部事情に精通する人物として申立人に会っており、その申立人に多重債務者を演じさせようなどと考えるはずがないというのである。

NHKによると、この「打ち合わせ」は、記者が番組の趣旨などを説明したうえで、映像や音声を加工して「絶対に誰だか分からないにようにする」（「再答弁書」）など、プライバシー保護について具体的なやり方を話したものだということ。

会話の記録が残っているわけではないから、対立する主張のどちらが正しいかを確定的に判断することはできない。しかし、後に述べるように、記者は、B氏の話から申立人が「出家詐欺のブローカー」であると信じていたと思われる。したがって、改めて申立人に「ブローカー役を演じる」ように依頼することはあり得ない。「役の入れ替え」に関しても、同様の理由で申立人の主張は合理性を欠く。申立人は、「出家詐欺のブローカー」を演じたのかどうか——この点について、委員会は少なくとも、「記者の指示」の存否に関しては、申立人の主張に説得力はないと判断する。

ただし、3人がカフェにいた最大30分程度という時間は、NHKが強調するほど短いものではない。しかもそこでは撮影を直前にした「打ち合わせ」が行われたのである。単に番組の趣旨やプライバシー保護についての説明だけでなく、撮影の具体的な場面について説明があったはずだ。たとえば、本件映像の根幹であり、最初に収録した[シーン④]は、そこに登場する2人に対して場面設定について事前に何らかの説明をしておかなければ、撮影できないだろう。「自分はブローカーではないし、ブローカー行為をしたこともない」という申立人の主張が正しいとすれば、後述のとおり、記者と申立人とを引き合わせたB氏との間で撮影について事前に一定の了解をしていたと考えられる申立人が、記者の説明を受けて、「自分はブローカーの役を演じるのだな」と独り合点していた可能性も否定できない。

(4) インタビューの内容

申立人の冒頭①の主張に対してNHKは次のように反論している。

「申立人は、自らブローカーであるとして本件番組の取材に応じたものであって、NHKも申立人がブローカーであると信じて取材を行ったものである」(「再答弁書」)。

この主張の最大の根拠は、「答弁書」「再答弁書」で縷々述べられているように、記者が行ったインタビューにおける申立人の発言内容である。このインタビューは本件映像でもごく一部が使われているが、全体として約40分に及ぶ。「再答弁書」は、「申立人は、インタビューにおいて、終始自ら『われわれブローカー』『われわれ』などと称して収録に応じている」として、具体例を列挙する。その「自称」は「(ブローカーとしての)役割を説明する中で、自然な流れで繰り返し」(「答弁書」)発せられているという。さらに、「(インタビューの内容は)出家の勧誘や利益の配分、得度の制度を利用した戸籍変更の手法について、何らかの関係がある者でなければ知り得ない知識や情報を多く含んでいます」(「答弁書」)とも指摘する。

これらの主張に対して申立人は、次のように反論している。

- ① 「本件記者からの指示があったからこそ、申立人はブローカーとしての役割を演じた」(「反論書」)。「自称」は当然である。
- ② 申立人は寺での修行体験を持ち、得度出家式まで受けている。出家詐欺に関しても、寺院社会の中のうわさ話などを通じて一定の知識を持っていた。

①の主張については前節で委員会の判断を示した。②については、NHKも否定していない。申立人が「自分はブローカーの役を演じる」という意識を持ってインタビューに応じていたとすれば、申立人は寺院社会や出家詐欺の手口などに関して一定の知識を持っていたわけだから、その内容はとりたてて不自然とは言えない。

NHKは、このインタビューでの申立人の発言のほか、B氏とのやりとり場面での申立人の発言にもふれている（撮影の時系列的には、実際の放送とは逆で、まずB氏とのやりとり場面、続いて申立人のインタビューが収録された）。しかし、こうした場面での申立人の発言は、NHKの前記反論の十分な根拠にはならない。

なぜなら、申立人とB氏のやりとり場面やそれに続く申立人へのインタビュー以前、取材のスタート時点において、記者はすでに申立人が「出家詐欺のブローカー」であると信じていたと思われるからである。その後に行ったインタビューなどの申立人の発言は「出家詐欺のブローカー」であると信じていた理由にはなり得ない。むしろ、記者は撮影過程で申立人がブローカーかどうかについて疑いが生じた場合、撮影の中止や撮影素材を使わない可能性も視野に入れていたとヒアリングで語っている。しかし、取材のスタート時点で「出家詐欺のブローカー」であると信じていなければ、そもそもこの撮影は始まらない。この点については、先に引いたように、NHKの「再答弁書」も「NHKも申立人がブローカーであると信じて取材を行ったものである」と記している。

なぜ、記者は取材のスタート時点で、申立人が「出家詐欺のブローカー」であると信じたのか。まず問われるべきは、この点である。

（5）欠けていた裏付け取材

2013年10月ごろ、記者はB氏の紹介で申立人と初めて会った。「寺のブローカー」と紹介され、当時、取材を進めていた文化財の不正流出に関して、寺宝の密売などの話を聞いた。この点について、当事者間に争いはない。ただし、記者が、このとき、出家詐欺に関連した話もあったとしているのに対し、申立人はこれを否定している。

B氏は、飲食業界や“夜の街”に精通し、“裏社会”や薬物についても詳しい人物という。記者は8年前、B氏と知り合いになり、しばしば取材上の協力を得ていた。匿名で番組にインタビュー出演してもらったことも2回あるという。一方、申立人とB氏も親しい交友関係にあった。

「再答弁書」やヒアリングで、記者は、本件放送に申立人を登場させることになった端緒について、次のように説明している。出家詐欺の取材の一環で、2014年3月上旬、記者はB氏に相談した。その際、B氏自身、多重債務を抱えており、近く申立人に相談に行くつもりだという話をした。記者が相談の際の取材が可能かどうか打診したところ、後日、申立人の了解がとれたとB氏から連絡があり、撮影の日時を決めた。

撮影当日の同年4月19日午後3時8分ごろ、記者とB氏はタクシーで申立人の自宅に迎えに行き、4時50分ごろ、撮影現場のビルに到着した。この間、タクシーを

待たせたまま、前述のように、ホテルのカフェで最大30分程度、申立人、記者、B氏の3人で「打ち合わせ」をした。

撮影現場のビルの部屋ではNHKの担当ディレクター、カメラマン、音声マンが機材の準備を終えて待っていた。この部屋はB氏の知人が借りているもので、事前に記者、ディレクター、B氏の3人で下見をした際、ディレクターがB氏から鍵を受け取ったという。

NHKの『『クローズアップ現代』報道に関する調査報告書』（以下、「NHK調査報告書」という）によると、申立人から撮影許可を得たB氏が、「場所を見つけてくれ」と申立人に言われて、この場所を決めた。記者は「B氏と申立人が相談して決めたのだろう」という以上のことは思わなかったという。

撮影までの経緯をこのようにたどってみて分かることは、端緒から撮影に至るまで、B氏が主導的な役割を果たしていることである。記者は撮影当日まで、今回の取材に関して申立人に一度も会っていない。「申立人には直接接しないようにB氏に言われた」（ヒアリングでの記者の発言）とのことだが、撮影場所を含めて取材の段取りはすべてB氏が付けている。

取材前に申立人が「出家詐欺のブローカー」であると信じた理由として、「答弁書」などによると、記者は、①B氏は袈裟を着て数珠を持った申立人の携帯電話の写真を本人から見せられ、「やってみないか」と誘われた、②申立人が金に困っている飲食店の従業員にこの写真を見せて勧誘していた——という2点も挙げている。しかし、これらもB氏から聞いた話である。

本件映像は、テロップやナレーションも使って申立人を「実際に出家詐欺を行っているブローカー」と断定するものである。その「断定」は、以上見てきたように、かかってB氏が「そう言っている」ということに由来する。「これまでもB氏から嘘をつかれたことがない」（ヒアリングでの記者の発言）という記者は、取材協力者として付き合いの長いB氏を深く信用していたのである。

しかし、これは、報道番組の取材として、相当に危ういことではないか。すでに述べたように、B氏と申立人は親しい交友関係にある。申立人はB氏から借金もしていたという。今回の撮影に応じた経緯にふれたヒアリングでの申立人の発言をそのまま引けば、2人は「〇〇くん（B氏のこと）、（中略）もう仕方がねえな、もうしょうがねえなみたいな、じゃあやってやるよみたいな付き合いだった」という。こうした関係の2人の間で当日の撮影について当然、事前に一定の了解があったことは容易に想像できる。

むろん、それは「やぶの中」である。記者がその点についてどのような想像力を発揮したか不明だが、「出家詐欺」をテーマにする報道番組において、それを斡旋する「ブローカー」として、ある人物を登場させ、現に多重債務者とやりとりを行っている場

面を「やらせ」でなく、収録したというのであれば、その人物のブローカーとしての真実性を単に取材協力者であるB氏からの伝聞だけではなく、裏付けを取る必要があったはずだ。

記者は申立人には直接接触しないようにB氏から言われていたという。しかし、最低限本人に確認はすべきだった。本人に直接確認できないとしても裏付け取材の方法はいくつも考えられる。たとえば、B氏が話していることが真実であれば、申立人の周辺でB氏以外に申立人から勧誘された人が複数いなければならない。また、申立人の仲介で実際に出家して名前を変えた人物もいるはずだ。このような人物が確認できれば、本人に直接当たることなく、申立人が実際に出家詐欺にかかわっていたことが裏付けられよう。

「NHK調査報告書」によると、上記2つの点に関して「放送の時点でそのような裏付けはなく、今回の調査でも確認されていない」という。必要な裏付け取材が欠けていたことは明らかである。

(6) ナレーションの問題性

テレビ放送におけるナレーションが視聴者に与える影響は大きい。本件映像においても、申立人の映像や音声以外に、申立人の「ブローカー活動」に係る重要な内容を含む記者によるナレーションが流れる。以下の5つである。

- (ア) 私たちは出家を斡旋するブローカーのひとりが関西にいることを突き止めました。
- (イ) たどりついたのは、オフィスビルの一室。看板の出ていない部屋が活動拠点でした。
- (ウ) ブローカーは経営が行き詰まった寺などを多重債務者に仲介することで、多額の報酬を得ているといいます。
- (エ) ブローカーの元には、多重債務者の訪問が後を絶たないといいます。
- (オ) 私たちが取材したこの日も数百万円の借金を抱えた男性が現れました。

(ア) には、走行する車から見る夕日の光景の映像が、(イ) には、ドアをノックして部屋に入る記者（周囲は完全にぼかされ、記者の後ろ姿しか見えない）の映像が、それぞれ伴っている。こうした映像とともにナレーションを聞いた視聴者には、臨場感あふれる取材過程を印象づけられただろう。しかし、すでにふれたように、実際はNHKの取材陣がブローカーひとりの存在をつきとめ、「活動拠点」にたどりついたわけではまったくない。すべてB氏のお膳立てにしたがったものだった。

ヒアリングによれば、記者は続く3つのナレーションを「申立人に対するインタビ

ューに基づいて作成した」という。しかし、約40分に及ぶインタビューの反訳を読んでも、これらのナレーションにそのまま沿う申立人の発言は見つからない。以下、個別に検討する。

(ウ) について。「経営に行き詰まった寺など」の実情については、たしかにいくつか具体的に話している。しかし、「多重債務者に仲介することで、多額の報酬を得ている」と言っている部分はないし、そのように要約できる発言もない。記者の「じゃあ、儲かってるんですか？」という問いかけに対して申立人は「儲け方っていうのが、いわゆるバブルっていうか、ああいうときみたいに一攫千金ということにはならないですよ。いまはもう、地道にやないと」と応じている。これは、むしろ「多額の報酬を得ているといいます」というナレーションを否定するものだろう。

(エ) について。「リーマンショック以降は、ええ、かなり、ま、こう需要供給でいうなら需要は増えていますね」と答えている部分と、暴力団新法の影響について記者に「かなり、相談なんか、増える傾向にある？」と聞かれて、「ありますね」と答えている部分が関連するだろう。しかし、これらの発言は単に増加傾向を語っているだけで、「多重債務者の訪問が後を絶たないといいます」というナレーションが視聴者に与える印象とかけ離れている。

最後に(オ) について。このナレーションは、窓の外から隠し撮りふう撮影された映像(前記[シーン④])とともに流れる。隠し撮りふう撮影された映像を伴っていることもあって、視聴者はB氏が初対面の申立人を相談に訪れた場面と受け取ったはずだ。しかし、すでに明らかにしたように、B氏は取材当日「現れ」たわけではなく、B氏自身が主導して、そういう設定にしたのである。しかも申立人とB氏は前述のように以前から親しい関係にあった。

こうしたナレーションとそれに即した映像に接した視聴者は、申立人をどのような人物として認識したのだろうか。オフィスビルの一室に「活動拠点」を持ち、次々に訪れる多重債務者を相手に現に活発に出家の斡旋を行い、多額の報酬を得ている「出家詐欺のブローカー」として認識されたに違いない。

「NHK調査報告書」と合わせて公表された「外部委員3名の見解」では、申立人が「出家詐欺のブローカーとして実際に活動していたことを確証し得る証拠・証言は(それを確定的に否定する証拠・証言も)、現時点では存在しない」と述べている。本件映像のナレーションは、「活動拠点」が明確な虚偽であるだけでなく、全体として実際の申立人と異なる虚構を伝えたものと言っていい。

(7) 放送倫理上の問題に関する結論

NHKは必要な裏付け取材を欠いたまま、本件映像で申立人を「出家詐欺のブローカー」として断定的に放送した。また、明確な虚偽を含むナレーションを通じて、全

体として実際の申立人と異なる虚構を視聴者に伝えた。この背景に匿名化のうで「出家詐欺のブローカー」として映像化されることに対する申立人の一定の了解があったことはうかがえる。しかし、「報道は、事実を客観的かつ正確、公平に伝え、真実に迫るために最善の努力を傾けなければならない」（「放送倫理基本綱領」日本民間放送連盟・日本放送協会制定）との規定に照らして、本件映像には放送倫理上重大な問題があったと言わざるを得ない。

なお、ここで匿名化に関して付言する。本件映像では、匿名化を行ったことによって、ナレーションについての真実性の吟味がおろそかになった可能性がうかがえる。テレビにおける安易な匿名化がもたらす問題性については、委員会は2014年6月9日、「顔なしインタビュー等についての要望 ～最近の委員会決定をふまえての委員長談話～」を公表した。プライバシー保護などの理由で匿名化が必要な場合は少なくない。しかし、匿名化した場合、真実性の探求はより十全に行われなければならない。

Ⅲ 結論

最後に本決定の結論と結論に至った過程を要約的に述べる。

「出家詐欺のブローカー」として申立人が登場した本件映像について、申立人は、「映像・音声に加工が施されていたが、体型・しぐさ・言葉の抑揚の特徴などから、申立人をよく知る人には申立人を特定できるもの」であり、人権侵害、名誉・信用を毀損されたと主張する。

申立人の主張に沿って、体型・しぐさ・言葉の抑揚の特徴などについて、本件映像と照らして申立人を特定できるものかどうかを詳細に検討した。その結果、本件映像は申立人を特定できるものではないと判断した。したがって、本件映像は申立人に対する人権侵害に当たらないと委員会は結論した。

次に放送倫理上の問題を検討した。人権侵害に当たらないとしても、番組が放送された場合、たとえ視聴者が申立人と特定できなくても、申立人自身は自らが放送されていることを当然認識できる。それが実際の申立人とは異なる虚構だったとすれば、そこには放送倫理上求められる「事実の正確性」に係る問題が生まれる。

記者は、取材協力者であるB氏の言葉を信用して申立人が「出家詐欺のブローカー」であると信じていたと思われ、本件映像で断定的に申立人を「出家詐欺のブローカー」として伝えた。実際に申立人が「出家詐欺のブローカー」であることの真実性についての裏付け取材が、そこには欠けていた。また、本件映像中に流れたナレーションは明確な虚偽を含み、実際の申立人とは異なる虚構が放送された。

こうした検討から、委員会は「報道は、事実を客観的かつ正確、公平に伝え、真実に迫るために最善の努力を傾けなければならない」（「放送倫理基本綱領」日本民間放送連盟・日本放送協会制定）との規定に照らして、本件映像に放送倫理上重大な問題があったと結論した。

本件放送について、2015年4月17日、自由民主党情報通信戦略調査会が、NHKの幹部を呼び、「事情聴取」を行った。放送法4条1項3号の「報道は事実をまげないですること」との規定が理由とされた。さらに4月28日には、総務大臣が同じ放送法4条1項3号などに抵触するとして、NHKに対して異例の「厳重注意」を行った。

しかし、憲法21条が規定する表現の自由の保障の下において、放送法1条は「放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること」を法の目的と明記している。そして放送法3条はこの放送の自律性の保障の理念を具体化し「放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない」として、放送番組編集の自由を規定している。放送法4条は、放送事業者が依るべき番組編集の基準を定めているが、放送番

組に対し干渉・規律する権限を何ら定めていない。

委員会は民主主義社会の根幹である報道の自由の観点から、報道内容を萎縮させかねない、こうした政府および自民党の対応に強い危惧の念を持たざるを得ない。

放送には何よりも自律性が求められる。自律性は過ちに際してもまた十全に発揮されるべきである。NHKは、本件放送について当事者の聞き取りなどを行い、すでに『クローズアップ現代』報道に関する調査報告書を公表し、本件放送に多くの問題があったことや再発防止策などにもふれている。また、『クローズアップ現代』で、本件放送の問題点を検証する番組も放送した。委員会は、放送の自律性の観点から、NHKに対して、なお本決定を真摯に受けとめ、その趣旨を放送するとともに、今後こうした放送倫理上の問題がふたたび生じないように、『クローズアップ現代』をはじめとする報道番組の取材・制作において放送倫理の順守をさらに徹底することを勧告する。

IV 放送概要

被申立人が提出した同録DVDによると、本件放送の概要は以下のとおりである。

場面	登場人物	概要（映像・音声等）
オープニングVTR	詐欺グループの関係者	ナレーション <ul style="list-style-type: none"> ・ 宗教法人を舞台にした新たな犯罪「出家詐欺」。 ・ その実態がNHKの取材で明らかになりました。 ・ 出家すれば、戸籍の名前を変更できる仕組みを悪用。多重債務者を次々と出家させて、別人に仕立て上げ、多額の住宅ローンをだまし取る手口です。
		インタビュー（映像は顔無し、音声は加工） <ul style="list-style-type: none"> ・ ひとつの人間をクリーニングして別人を作るわけです ・ やっぱり宗教でしょ、宗教の力でしょ
[シーン①]	ブローカー	ナレーション <ul style="list-style-type: none"> ・ 取材を進めると、出家詐欺が水面下で広がっている実態が見えてきました。 ・ 背景にあるのは、経営難などに苦しむ宗教法人の現状です。
		インタビュー（映像は顔無し、音声は加工） <ul style="list-style-type: none"> ・ この寺しんどそうやなとかね ・ つけいるところであり狙い目なんです
	宗教幹部	ナレーション <ul style="list-style-type: none"> ・ 危機感を強める宗教界。犯罪に悪用されるのを食い止めようと対策を急いでいます。
		インタビュー（映像は顔出し、音声は加工無し） <ul style="list-style-type: none"> ・ 放置しておくと、よからぬ やからに悪用されたり事件が起きてしまうことが多々あるからです
		ナレーション <ul style="list-style-type: none"> ・ 狙われる宗教法人。 ・ 知られざる「出家詐欺」の深層に迫ります。

<p>スタジオ前説</p>	<p>キャスター</p>	<p>キャスター読み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・檀家の減少や後継ぎの住職がない。さらにお葬式や法事の簡素化、宗教離れが進む中で、経営が立ち行かなくなるお寺が少なくないのです。 ・こうした中で、お寺の苦境に付け込んだ犯罪も起きています。「出家詐欺」です。 ・僧侶になるための儀式を得度といいます。得度を受けると、僧侶としての名前、法名が与えられます。家庭裁判所で手続きをすれば、戸籍上の自分の下の名前を、この法名に変えることができます。 ・出家詐欺のグループはこの仕組みを悪用し、多重債務者を次々と別人に仕立て上げることで、本来受けることができない多額の融資をだまし取っていたのです。 ・300年の歴史を持つお寺、宗教法人を舞台に起きた「出家詐欺」、全国で初めて京都府警が摘発した事件の実態をご覧ください。
<p>VTR①</p>	<p>事件に詳しい人物</p>	<p>ナレーション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「出家詐欺事件」の舞台となった滋賀県大津市の寺。 ・宗教行事などの収入が減り、事件当時、経営が行き詰まっていたとみられています。 ・住職は1億3000万円あまりをだまし取った4件の「出家詐欺」に関わったとして、去年、逮捕・起訴されています。 ・警察は詐欺グループが多額の負債を抱えていた住職に計画を持ち込んだと見ています。 ・私たちは事件の経緯に詳しい人物に話を聞くことができました。 <p>インタビュー（映像は顔無し、音声は加工）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お寺だけで食べるのは今はしんどいみたいですね ・住職は利用されたという形ですわね <p>ナレーション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私たちが入手した出家のための儀式・得度の写真です。 ・警察によりますと、詐欺グループは住職に依頼し、多重債務者に得度を受けさせていたということです。 ・多重債務者には「協力すれば借金を帳消しにする」と持ちかけていました。 ・詐欺グループの関係者が得度の実態を明かしました。

VTR①	詐欺グループの関係者	<p>インタビュー（映像は顔無し、音声は加工）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1日だけ白い服を着せて ・ さも何年か修行したような形をとって ・ 行って座って写真撮るだけですわ ・ 修行なんて何もしてませんやん <p>ナレーション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 僧侶としての名前、法名を与えられた多重債務者に家庭裁判所で戸籍の名前を変えさせていたといいます。 ・ 住職が作成した得度を証明する書類です。 ・ この書類と得度の写真を示せば、わずかな時間で手続きは終わったといいます。
	詐欺グループの関係者	<p>インタビュー（映像は顔無し、音声は加工）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 完璧な書類をそろえていると ・ 修行した風景もあると ・ やっぱり信用するでしょ、誰しも ・ やっぱり宗教でしょ、宗教の力でしょ <p>ナレーション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「出家詐欺」で融資をだまし取る手口です。 ・ 多額の借金を抱える多重債務者は住宅ローンを契約することができません。 ・ しかし、出家して戸籍の下の名前を変え、別人になりすますことで、ローンをだまし取っていたのです。 ・ 詐欺に悪用された物件の1つ、京都市内のマンション。 ・ 名前を変えた多重債務者が、偽造した源泉徴収票を提出し、およそ3000万円の住宅ローンを契約します。 ・ 3000万円は不動産業者に支払われます。 ・ しかし、不動産業者は住職やヤミ金融業者と裏で手を結んでいたといいます。 ・ 本来の物件の価格は2400万円で、600万円を水増ししていました。 ・ それを関係者で分け合っていたということです。 ・ 多重債務者は行方をくらまし、ローンの返済を免れたのです。
	詐欺グループの関係者	<p>インタビュー（映像は顔無し、音声は加工）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ はっきり言って笑いが止まらんわね ・ 得度して名前変えて、それでうまいこといっときゃ ・ ものすごい、うまみはあるわね

<p>VTR①</p>	<p>銀行関係者</p>	<p>ナレーション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多重債務者が名前を変えたことを、なぜ金融機関は見抜けなかったのか。 ・改名したことを確認するには戸籍謄本などを調べる必要がありますが、提出を求めることはほとんどないといひます。 <p>インタビュー（映像は顔無し、音声は加工）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高度なプライバシーが戸籍には載っていますので、戸籍謄本でなければだめだと、お客様に説明するのは非常に難しい ・下の名前をどんどん変えていくというのは正直、ほぼ見抜くのは無理だと
<p>[シーン②]</p>	<p>記者</p>	<p>記者によるナレーション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「出家詐欺」はどこまで広がっているのか。 ・インターネットで検索すると ・出家を斡旋するホームページが複数見つかりました。
<p>[シーン③]</p>	<p>記者 ブローカー</p>	<p>“改名のメリットは計り知れない” “ブラックも消えて人生リセット”</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私たちは出家を斡旋するブローカーのひとりが関西に居ることを突き止めました。 ・たどりついたのはオフィスビルの一室。 ・看板の出ていない部屋が活動拠点でした。 ・ブローカーは経営が行き詰まった寺などを多重債務者に仲介することで多額の報酬を得ているといひます。
<p>[シーン④]</p>	<p>ブローカー</p>	<p>インタビュー（映像は顔無し、音声は加工）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・檀家さんの少ないところがあるんですよ ・法事・法要をするときに入ってくる収入がまず減ります ・お金が回らないですよ ・となれば、僧籍を取得させる代わりに見返りをもらおうと ・ビジネスが成り立つ
<p>[シーン④]</p>	<p>ブローカー</p>	<p>記者によるナレーション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブローカーの元には多重債務者の訪問が後を絶たないといひます。
<p>[シーン④]</p>	<p>ブローカーと多重債務者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・私たちが取材したこの日も数百万円の借金を抱えた男性が現れました。

V 申立人の主張と被申立人の答弁

提出された書面やヒアリングを通じて明らかになった申立人の主張と被申立人の答弁は以下のとおりである。

	申立人	被申立人
問題となる放送内容	<p>■申立人はブローカーではなく、ブローカーをした経験もなく、自分がブローカーであると言ったこともない。申立人は、本件を担当したNHK記者や、NHK記者を紹介してきたB氏に対しても、自分がブローカーであると言ったことはなく、兩人とも申立人がブローカーであるという認識を持っていない。両シーンは、いずれも再現映像若しくは資料映像との認識で（説明は受けていないが）撮影に応じたものである。</p> <p>■そもそも申立人のブローカー行為など存在しない。本件番組で「多重債務者の訪問が後を絶たない」とされた申立人のブローカー行為が、1か月以上に及ぶ被申立人の調査によっても一切指摘されないのは、申立人がブローカーでないことを何よりも強く示している。</p> <p>■申立人は、これまで何度も「再現若しくは資料映像の撮影だと考えていた。」と被申立人に対して伝えている。申立人がNHKによる撮影であることを認識していたか否かはどうでも良い。そもそも（事前の打ち合わせや演技指導があり）申立人にとって自分が使ったこともない事務所においてその事務所の主という設定で撮影が行われている以上、申立人にとって間違いなくドキュメントではない。申立人がこれをドキュメントだと認識することはあり得ないのだ。</p> <p>■単純に、「放送されることを認識、認容していたか」ということであれば、申立人は認識、認容していたと答える。しかし、本件番組による名誉毀損は、「ブローカー」とテロップを付けられた</p>	<p>■申立人は、自らブローカーであると称して本件番組の取材に応じたものであって、NHKも申立人がブローカーであると信じて取材を行ったものである。</p> <p>■撮影当日、申立人は終始自らを「われわれブローカー」、「われわれ」などと称して撮影に応じた。</p> <p>■申立人は、インタビューやB氏からの相談にこたえる中で、出家詐欺の手口を極めて詳細に語っている。</p> <p>■B氏によると、申立人は以前、知人宅で、袈裟を着て数珠をした携帯電話の写真を見せ、B氏に「やってみないか」と誘ったという。また、B氏は、聞き取りに対して「申立人は、金に困っている飲食店の従業員に袈裟を着た写真を見せて勧誘していた」とも話している。</p> <p>■そもそも資料映像や再現映像は、プロの役者などを使って撮影するものであり、プライバシーに配慮する必要もないから、映像や音声を変える必要もない。自分が役者でもないのに、突然演技を依頼され、プライバシー保護について繰り返し説明を受けて、資料映像か再現映像を自分が演じるのだと思うことは常識的にあり得ない。その上、本件では、相談シーンだけでなく、40分におよぶ単独インタビューを撮影している。単独インタビューの資料映像や再現映像などというものはおよそ無意味なものであり、撮影するはずもない。そのようなものを撮影すると考えること自体も常識的にあり得な</p>

<p>問題となる放送内容</p>	<p>映像がドキュメントとして放送されたことによって成立している。 「放送されることを認識、認容していたか」ではなく、「ドキュメントとして放送されることを認識、認容していたか」ということが重要であって、申立人はこれを認識、認容していなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 顔が映っておらず、音声も変えられていたため、申立人のことを知らない人物が見ても申立人を特定できない。しかし、申立人には、手の形や手の動き、喋り方に特徴があり、申立人をよく知る人物からは映像中のブローカーが申立人であると簡単に特定できてしまうものであった。 ■ 私を良く知っている人間、熟知までいかなくとも、4、5回私と会って話をしている人間であれば、「似てるな」とか「そうじゃないかな」というぐらい断定できるような画像だった。 	<p>い。申立人の「資料映像か再現映像だと思った」という説明は最初から破たんしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 映像・音声は十分に加工されていた。撮影現場では顔が映らないように配慮し、編集段階でボカシをかけ、音声も変えている。顔以外の部分でも特定されないように、申立人には記者が持参したセーターを着てもらい、手元が映る可能性があるため、本人の了解のもと、時計や指輪も外してもらった。家族や友人であっても、申立人と見てとることは極めて困難である。 ■ いずれもありふれたものにすぎず、何ら申立人だけに特徴的なものではない。それだけで申立人を特定できるなどというのは苦しい主張であると言わざるを得ない。 ■ 今回は犯罪すれすれ、犯罪に関わる行為の撮影なので、プライバシー保護には最高レベルまで十分配慮した。
<p>放送を知った経緯</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 『クローズアップ現代』は、平成26年5月14日に全国的に放送されたが、申立人がこれを知ったのは平成26年末から平成27年初めにあった父親からの電話だった。平成26年末、申立人の甥がNHKホームページで本件動画を見た際、すぐに申立人とわかり、申立人の妹（甥の母）や申立人の父親（甥の祖父）に動画を見せた。動画を見た妹や父親は「絶対そうやろ。」「間違いない。」と同意した。その後、申立人の父親は申立人に電話をかけ、物凄い剣幕で申立人を叱責した。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 動画にアクセスするには「NHKオンライン」から『クローズアップ現代』の番組ホームページを開き、「これまでの放送」というコーナーに入る必要がある。「これまでの放送」では、22年前の平成5年の番組スタート時から放送した3000本以上の番組をカレンダー形式で紹介している。その中から、平成26年5月14日の放送日を選択することで、初めて動画が視聴できるようになっていた。放送から半年以上が経過した時期に、偶然にも、親戚、友人、職場の関係者が相次いで、本件番組「追跡

放送を知った経緯	<p>■申立人に指摘してきた人すべてが、放送から半年以上経ってからインターネット上で発見したというのであれば、被申立人の主張するとおり不自然だが、噂があれども申立人の耳には入らずに時間が経過し最終的に申立人が指摘されたのが半年以上経過した時期だったというのであれば、何も不自然さは無い。</p>	<p>“出家詐欺”を探し当て、顔も音声も嚴重に加工した映像を見て申立人だと気づき、次々に連絡してきたという説明には、極めて不自然な印象を受ける。</p>
具体的な被害と人権侵害	<p>■申立人は大阪北新地の飲食店の店長を務めているところ、職場の関係者の間で申立人がブローカーをやっているという噂が流れ、申立人の信用が著しく毀損されている。</p> <p>そのため、申立人が行う営業業務においても、申立人を疎外するような行為が発生している。</p> <p>■申立人は、実際に、平成27年5月29日をもって勤めていた店舗を解雇された（解雇理由は明示されていない）。</p> <p>■撮影した映像の使用を申立人に伝えたか否かという点は、申立人とNHK記者との間で供述が異なっている。</p> <p>中間報告において「真実として放送されることを了承した」旨の記載は無く、再現映像と認識していた申立人の権利侵害は否定されない。</p>	<p>■申立人は、人権侵害を主張しているが、視聴者が申立人を申立人と認識し得ない以上、人権侵害も名誉毀損も成立する余地はない。</p> <p>■申立人は、NHKの取材であることを認識し、付近のビルから撮影されることも知らされ、テレビで放送されることも知った上で取材撮影に応じ、40分にわたってカメラの前で自らブローカーとして出家詐欺の手口を詳細に語ったのである。申立人は、放送後になって、自らが実はブローカーではなかったので放送は人権侵害だと主張し得る地位にないことは明らかである。</p>
局への要求	<p>■「上記放送においてブローカーとして放送した男性は、実際にはブローカーではなかった」という旨の訂正放送を求める。</p>	

VI 申立ての経緯および審理経過

年 月 日	審 理 内 容 等
2014年 5月14日	NHK、『クローズアップ現代 追跡“出家詐欺”～狙われる宗教法人～』放送
2015年 3月18日	一部週刊誌が「やらせ報道を告発する」と報ずる
4月 1日	申立人、NHKに訂正放送を要求
4月 3日	NHK、調査委員会を設置
4月 9日	NHK調査委員会が中間報告を公表
4月21日	申立人、「申立書」を委員会に提出
4月28日	NHK調査委員会が調査報告書を公表 NHK、申立人に訂正放送する予定はないと伝える
5月14日	NHK、「経緯と見解」書面、関連資料、同録DVDを提出
5月19日	第220回委員会 審理入り決定
6月 5日	NHKの「答弁書」を受理
6月16日	第221回委員会 審理
6月25日	申立人の「反論書」（6月19日付）を受理
7月 2日	起草委員による論点と質問項目の打ち合わせ
7月 9日	NHKの「再答弁書」を受理
7月21日	第222回委員会 審理
8月18日	第223回委員会 ヒアリング、審理
9月 1日	第1回起草委員会
9月15日	第224回委員会 審理
10月15日	第2回起草委員会
10月20日	第226回委員会 審理
11月17日	第227回委員会 審理 「委員会決定」案を了承
12月11日	「委員会決定」通知・公表

放送倫理・番組向上機構 [BPO]
放送と人権等権利に関する委員会 (放送人権委員会)

委員長	坂井 眞
委員長代行	奥 武則
委員長代行	市川 正司
委員	紙谷 雅子
委員	城戸真亜子
委員	曾我部真裕
委員	中島 徹
委員	二関 辰郎
委員	林 香里